

高円宮杯 2015年度 第8回 東京都ユース(U-15)サッカーリーグ 1月開幕 中学生交流リーグ 実施要項

1. 名称：高円宮杯 2015年度 第8回 東京都ユース(U15)サッカーリーグ
＜1月開幕 中学生交流リーグ＞
(略称：Tリーグ U15 1月交流リーグ)
2. 主催：(公財)東京都サッカー協会
3. 主管：(公財)東京都サッカー協会三種委員会
4. 運営：東京都Tリーグ U15運営委員会
東京都中体連サッカー専門部
5. 会場：駒沢第二球技場・駒沢補助競技場 等
6. 期間：2015年1月～2015年11月
7. 参加資格：
 - (1) 交流リーグに参加するチームの資格は以下の通りとする。
 - ① (公財)日本サッカー協会(以下、JFAと略す)に第三種として2014年度の登録(U15)を2014年12月末日までにしたチームもしくは準加盟チームであって、2015年度も引き続き登録(U15)するチーム。(チームとしての2015年度の登録(U15)手続きは2015年4月末日までに行うこと)
 - ② 2014年度だけでなく、2015年度以降も本リーグに継続的に参加する意思があること。
 - ③ 参加にあたって、チームに所属する選手(U15)が7名以上いること。7名以上であれば単独チームで参加することができる。
 - ④ 参加にあたって、一方のチームの所属選手が11名に満たない場合、合同チームを組んで参加することを認める。但し、合同を組む両チームが、別々にJFAにチーム・選手登録をしていること。
 - ⑤ 上記④の規定で合同チームを組んで参加したチームが、リーグ戦の途中で合同チームを解消して単独での参加を希望した場合、(公財)東京都サッカー協会三種委員会(以下、三種委員会と略す)で審査する。
 - ⑥ 上記の規定に関わらず、本リーグの開催趣旨に賛同して参加を希望するチームについては、三種委員会で審査の上、リーグ戦開始後であっても参加を認めることがある。
 - (2) 本リーグに参加できる選手は、上記(1)のチームを通して2014年度と2015年度の選手登録(U15)をJFAにしている選手。
 - ① 本リーグに参加する選手(U15)は、2014年12月末時点で、所属チームを通してJFAに選手登録されていないといけない。(本リーグに参加するためには選手証を携行しなければならない。但し、チームの責任者がJFA登録選手の一覧を持参していれば、選手証の代わりとみなす)
 - ② 本リーグに参加するための、選手の追加登録は随時行うことができる。(リーグ事務局へ追加登録用紙を提出し承認された翌日より出場可能となる)
 - ③ 選手の所属変更(移籍)については、下記④の場合を除いては次の通りとする。
 - 2014年度に1チームで選手登録した者が、2014年度中に他のチームに移籍した場合は新チームでの出場は認められない。(該当期間は2015年1月～3月)
 - 2014年度に登録していたチームから、2015年度の登録にあわせて所属チームへ変更した選手(所属チームの変更＝移籍)については、2015年度登録が完了した時点から新チームで試合に出場できる。(出場可能時期は2015年2月以降)
 - 2015年度の1チームで選手登録した者が他のチームに移籍した場合は、2015年5月31日迄に所属変更(移籍)の手続きが完了していれば、新チームで試合に出場することができる(出場可能時期は手続き完了後)
 - ④ 一家転住等の理由により、上記期限以降に移籍または追加登録された選手が、本リーグへの参加を希望した場合は、その都度、三種委員会で審査した上で、本リーグへの参加を認めることもある。

- ⑤ 本リーグへの選手登録には人数に制限を設けない。
- ⑥ 帰国子女・海外子女に関しては、2000年4月2日以降の出生者まで出場できる。但し、事前に三種委員会に出場許可申請書を提出し承諾を得、試合時にそのコピーを提出すること。
- ⑦ JFAより「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別のチームに所属する選手を、移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることが出来る。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は第4種年代とし、第3種及びそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。また、第3種年代相当の女子登録をしている選手も本項の適用対象となる。

8. リーグ構成 :

- ① 1月交流リーグは、「全都を範囲とするリーグ」と「隣接地域を範囲とするリーグ」で構成し、それぞれのリーグ内に複数のブロックを設けリーグ戦を行う。
- ② それぞれのチームは、希望により「全都を範囲とするリーグ」か、「隣接地域を範囲とするリーグ」に所属する。
- ③ 【全都を範囲としてリーグ戦を行う】
 - A) 全都を範囲としてリーグ戦を行うことを希望したチームを、4～10チームのブロックに分けリーグ戦を行う。
 - B) 原則、1回戦のリーグ戦を行うこととする。リーグに所属するチームの合意が得られれば、2回戦あるいは3回戦のリーグ戦を行うことも可能とする。
- ④ 【隣接地域のチームでリーグ戦を行う】
 - A) 2015年度は、中体連で行っているトレセン活動の地区(城南, 城北, 城東, 多摩北, 多摩南)を参考に5つの地域に分ける。
 - B) 5つの地域内に、4～10チームでブロックを構成し、リーグ戦を行う。
 - C) ブロックは5つの地域内で構成することを原則とするが、地域内の同一区市内や同一支部内だけのブロックを希望するチームについては、三種委員会で審査し上で認める。
 - D) 原則、1回戦のリーグ戦を行うこととする。リーグに所属するチームの合意が得られれば、2回戦あるいは3回戦のリーグ戦を行うことも可能とする。
- ⑤ 各リーグにおけるブロックの編成については、各チームの意向とグラウンド提供の状況などを配慮して行う。
- ⑥ それぞれのブロックでのリーグ戦は1月から8月で行うことを基本とする。但し、各チームやブロックの状況によってリーグ戦の期間は変更することができる。
- ⑦ ブロックを構成する全チームと対戦することを原則とするが、学校行事や天候などの状況によって試合が行えなかった場合などは、すべての対戦を行う必要がない。
- ⑧ 1月開幕リーグに参加するか、3月開幕リーグに参加するかについては、各年度、登録チームの意向で決めることができる。リーグ戦の成績により、次年度、別のリーグに参加することができないということはない。

9. リーグ戦の昇降格 :各リーグへの昇降格はない。

10. 高円宮杯東京都予選会への参加権 :

- ① 本リーグに参加したすべてのチームに対して、2015年8月(2015年7月31日～8月31日)に開催する『2015高円宮杯第26回全日本ユース(U15)サッカー選手権大会東京都予選会』プレーオフ(予備選)に参加する権利を与える。なお参加権は1チーム1つであり、本リーグに複数チームで参加している場合も参加権は1つとなる。
- ② プレーオフから東京都予選会へは8チームが出場できる。
- ③ 『2015高円宮杯第26回全日本ユース(U15)サッカー選手権大会』への出場権は、JFAに登録している1チームにいて1つである。そのため関東リーグや3月開幕リーグに自チームのファーストチームが出場している場合、セカンドチームが本リーグからプレーオフの出場権を得ることはできない。

11. 参加チーム :

- ① 参加を希望するチームは、2014年度JFAチーム登録(TFA 第3種所属)を2014年12月末日完了し、三種委員会の審査を受けなければならない。なお参加に関する審査は、本リーグへの参加申込書で行う。

- A) 参加を希望するチームは、日常的・継続的に専属で指導できる者(サッカー部顧問など)1名以上を登録しなければならない。但し、チーム事情により試合への引率を代理の者(成人であること)が行うことを認める。
- B) 注意:本リーグとしては、チームの引率は成人1名以上としており、学校の教職員でなければならないという規定はありません。しかしながら、引率については各チーム(学校)における活動(部活動)などの規定にしたがって下さい。
- ② 参加を承認されたチームは、三種委員会の規定を遵守しなければならない。
- ③ 参加資格を有するチームの中で、以下の条件が満たされているチームが希望をすれば、三種委員会での審査を経てチームを複数に分けて本リーグに参加させることができる。
 - A) 登録チームを複数のチームに分けて参加させた場合、選手が複数のチームに兼ねて出場することができないだけでなく、登録選手が11名以上在籍していること。
 - B) 複数に分けて参加する各チームに、それぞれのチームの試合に対して、日常的・継続的に指導している者(成人)が引率できること。
(指導者がチームを兼ねることは原則避けて下さい。1人の指導者が複数のチームのベンチに入ることも原則避けて下さい)
 - C) 複数のチームで参加した場合、それぞれのチームが行う試合会場にあわせて、チームを引率できること。
 - D) 複数のチームで参加した場合、それぞれのチームはTリーグU15運営委員会が希望した日に試合を行うことができないなければならない。(チームとして同じ日でなければダメ、あるいは異なる日ではないとダメといった事情は受け付けられない)
- ④ **参加するチーム・選手・指導者・関係者(保護者や学校関係者)は、JFA 行動規範の精神を良く理解して行動することを約束できなければならない。特に「会場校へ迷惑をかける行為」と「不適正な言動」については厳禁とし、あった場合は厳格に処分する。**

12. 競技規則 :

- ① (公財)日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。更に本年度中に FIFA の考え方に基づき JFA より出された「通達文」及び「覚書」、「規則の解釈や適用方法の文章」も同じ効力をもつ。
- ② 試合時間は60分、ハーフタイムのインターバルは10分とする。但し、対戦する両チームが合意していれば、試合時間を適切な時間に変更することができる。
- ③ リーグ戦における順位決定方法の考え方は、勝3点、引き分け1点、敗0点の勝ち点により、勝ち点の多い順とする。尚、勝ち点の合計が同一の場合は以下の項目に従う。
 - 1) 全試合のゴールディファレンス(総得点－総失点)
 - 2) 全試合の総得点
 - 3) 当該チーム同士の対戦成績(勝ち点)
 - 4) 抽選
- ④ 各試合とも、メンバー提出用紙2部(リーグ事務局に提出して承認を得たすべての用紙)を試合開始30分前までに、会場本部(審判員と相手チーム)に提出しなければならない。
- ⑤ 選手証は、各チームの大会1試合目となる試合時に本部に提出し、登録用紙と確認を行う。その後の試合においては選手証(写真が添付されているもの)と登録用紙の試合前のチェックは行わない。追加登録選手についても、出場可能となった1試合目の試合時に、本部に追加登録を報告し選手証と確認を行う。その後の試合では試合前のチェックは行わない。
- ⑥ 2試合目以降の試合では、選手証(写真が添付されているもの)は試合前の整列時に選手各自が持参し、用具とともにチェックを受けること。交代で出場する選手も交代時に本部に持参しチェックを受けること。(交代用紙は利用しない)
- ⑦ 前記⑤⑥において選手証(写真が添付されているもの)が持参されていない場合は、チームとして JFA 登録システム(KICKOFF)に選手登録した写しを持参していれば、選手証に変わるものとみなす。
- ⑧ 前記⑦もなく、選手証(写真が添付されているもの)不携帯の選手が出場した場合、試合終了のホイッスルが吹かれる前までに選手証(写真が添付されているもの)が持参できれば試合は成立する。但し、2回目以降は認められない。
- ⑨ ベンチ入りは、選手(試合に出場している選手と交代要員となっている選手)30名と役員8名以内

(但し、リーグに登録した成人の指導者1名以上を含む)とする。交代要員としてベンチ入りできるのは、メンバー登録用紙に記載されている者に限る。

但し、チームの事情でリーグに登録された成人の指導者がベンチに入ることができない場合は、当該ブロックの関係者(対戦チームの関係者)の了承が得られれば、代替りの成人の引率者のベンチ入りを認める。この場合でもベンチ入りできる役員は8名までである。

- ⑩ 選手の交代は、試合前に予め登録された19名までの交代要員の中から9名までの交代を原則とする。
- ⑪ 試合成立人数は、試合開始時に選手7名とする。試合開始後は競技規則に従い、どちらかのチームの選手が7名未満になった場合は試合を続けない。また試合開始時から試合終了時まで、1名以上の役員(チームが承認した成人の指導者<サッカー一部顧問、サッカー部保護者会代表など>)が引率していなければならない(上記⑨の規定も参照)。
※ 対戦するチームの役員(成人の指導者)が審判あるいは本部を努めている場合は、引率1名とみなす。
- ⑫ 試合が成立しなかった場合(選手証不携帯、試合開始時に選手7名が揃わない、チーム役員(成人の指導者)がいない等)は、当該チームの当該試合の戦績は「なし」とする。
- ⑬ 選手証不携帯の選手が出場し試合終了のホイッスルが吹かれる前までに選手証が持参できなかった場合や選手証不携帯が2回目場合、三種委員会が当該チームに対して指導(処分を含めて)を行う。
- ⑭ 本リーグの運営に支障をきたした場合(帯同審判が用意できていない、メンバー表などの資料不備等)は、三種委員会が当該チームに対して指導(処分も含めて)を行う。
- ⑮ 外国籍選手の登録については、大会登録は5名まで、試合登録は1試合3名までを認める。
- ⑯ 本リーグにおいて退場・退席を命じられた選手・役員は、次の1試合に出場できない。違反行為の内容によっては、それ以降の処置を本リーグ規律委員会で裁定する。
尚、退場・退席による出場停止の処分は本リーグの試合に適用される。本リーグの試合が終了しても処分が残る場合は、他のJFA公式試合に適用する。
- ⑰ 本リーグ戦中に、2回の警告を受けた者は、自動的に次の本リーグ1試合に出場できない。なお警告による出場停止処分を繰り返し受けた選手については、それ以降の処理を本リーグ規律委員会で裁定する。
- ⑱ 原則として、審判は参加各チームに帯同する有級審判員(S4級以上)によって行う。
 - A) 各試合、は原則として1人制審判で行う。
 - B) 1人制審判あるいは3人制審判で行うに関わらず、審判(主審、副審)は必ず有級審判員でなければならない。
 - C) 対戦する両チームから審判を出すことを原則とする。第三者の審判員が確保できる場合はこの限りでない。
 - D) 審判員が試合の審判を努める時は、【審判証】を携帯し、本部に提示するとともに、審判報告書に登録番号を必ず記載するものとする。
 - E) 審判員は、各試合のキックオフ予定時間の30分前までに審判着を着用して集まること。
 - F) 1人制審判で試合を運営する場合、運営に不安な場合はルール講習会などを受講した生徒をサポート役とすることができる。

13. その他 :

- ① ユニフォーム規定は、(公財)日本サッカー協会制定に準ずる。ユニフォームの色に関しては審判員が通常着用する黒色と区別が出来るものとする。
ユニフォームは、登録された正副2種類のものから、対戦するチームが明確に区別できる色彩の組合せを、主審立会いのもとで決めて着用する。
- ② 背番号については、試合ごとに登録する。
- ③ 各会場において、第1試合のチームは会場設営(準備)を、最終試合のチームは後かたづけ、清掃を行うこと。特に準備については試合開始30分前までに完了すること。
- ④ 参加各チームは本リーグの運営(運営委員会への出席も含めて)に協力しなければならない。
- ⑤ 各試合において、本部を行なう者がメンバー表【選手証】等の確認を行い、同時に両チームに出場停止者の有無の確認を行う。
また、本部で判断が出来ない事象が起きた場合は、速やかに運営委員会の各役員に確認を取ること。もしも連絡が各役員に連絡が取れない場合は、試合は予定通り行うが運営委員会預かりとする

ので、運営委員会の判断が決まるまでは、試合後の監督確認サインは受けないでおくこと。(後日、運営委員会が直接署名をもらうものとする)

参加資格及び大会規定の違反もしくは大会運営上、不都合な行為が発生した場合は、三種委員会で事情聴取を行ったうえで裁定する。

- ⑥ 負傷者、事故等の処置、対応は参加チームの代表者の責任において処理すること。
- ⑦ 参加者はスポーツ傷害保険に加入していること。学校体育スポーツセンター以外にも入会することを進める。
- ⑧ 参加資格に違反もしくは大会運営上、不都合な行為が発生した場合は、該当チームより事情聴取をした上で、リーグ戦の戦績に関する処分とチームに対する処分は三種委員会で審議し裁定する。
- ⑨ リーグ戦の参加申込は、「参加申込書」と「登録用紙」を2014年10月31日(金) 20時迄に「東京都TリーグU-15中学生交流リーグ運営委員会」にメールで行うこと。

メール送信先 E-mail: tkyctr-taka@cyber.ocn.ne.jp

予備メール(エラーとなった場合は、こちらへ送信下さい)

E-mail: takatake44@gmail.com

- ⑩ リーグ戦参加費は、
 - 参加費は1チーム¥500-とする。
参加費は代表者会議の折に納入する。
 - 会場費、審判謝礼など試合実施に必要な費用は、実費を対戦チームで負担する。
公営グラウンドなど借用費が発生した場合は、利用チームで実費を負担する。
その他のグラウンドを利用した場合は1チーム1日1,000円(原則)とする。

⑪ 代表者会議 **【会場校への問合せ・遅刻などの連絡は厳禁です】**

日 時 : 2014年 11月 19日(水) 18:30~(受付:18:15~)

会 場 : 本郷中学校 <豊島区駒込 4-11-1>

JR 山手線・都営地下鉄三田線『巣鴨駅』下車→徒歩 3分

JR 山手線・営団地下鉄南北線『駒込駅』下車→徒歩 7分

※「プライバシーポリシー同意書」を持参して下さい。

※「大会登録用紙」10部(リーグ戦を組むチームに配ります)

本件に関するお問合せ先	東京都TリーグU-15 1月開幕中学生交流リーグ運営委員会 担当: 高橋 武良 〒1080075 港区港南 4-3-3 (港区立港南中学校) Mail: tkyctr-taka@cyber.ocn.ne.jp TEL: 0334710238 FAX: 0334710239
-------------	---